

【イギリス】施設及びイベントのテロリズム対策を義務付ける法律の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2025年4月3日、特定の施設及びイベントの責任者にテロリズムによる攻撃に対して防護措置を講じることを義務付け、警備業庁を規制機関とする法律が制定された。

1 背景と経緯

2017年、人気歌手のコンサート終了直後のマンチェスター・アリーナでの自爆テロにより22人の犠牲者が出た¹。2021年6月、当該事件の調査委員会は、公衆を防護するための警備に関する公共施設の責任者と公的機関の義務を明確に定める法律の整備を勧告した²。英国政府は、テロリズムによる英国への攻撃の可能性が高まっている一方、攻撃対象を予測することは不可能であるとして、特定の施設及びイベントの責任者にテロリズムによる攻撃に対する当該施設及びイベントのぜい弱性を検討し、防護措置を講じることを義務付ける法律案を作成した³。法律案の草案は2023年5月に前保守党政権が公表したものであったが、2024年7月の総選挙では労働党も公共施設及びイベントの警備の強化を公約に掲げており⁴、2024年9月12日、政府は法律案⁵を下院に提出した。両院での審議の後、2025年4月3日、国王の裁可により「2025年テロリズム（施設防護）法（c.10）」⁶が制定された。

2 法律の主な内容

この法律は、全3部38か条及び附則4編から成る。本則の構成は、第1部「公衆の防護の要件」（第1条～第33条）、第2部「許可：施設計画の開示」（第34条）、第3部「一般規定」（第35条～第38条）である。第1部及び第3部はイングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに適用され、第2部はイングランド、ウェールズ及びスコットランドに適用される。施行期日は、制定と同日とされた規定を除き、主務大臣の定める規則⁷による。

(1) 対象となる施設

①建物又は建物とそれ以外の土地で構成され、②附則第1に定める1つ又は複数の用途⁸に主に使用され、③その用途と関連して随時200人以上の個人が同時に施設内にいることが合理的

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年6月11日である。

¹ 「英マンチェスター爆発、死者22人に 自爆攻撃と警察」2017.5.23. BBC NEWS Japan ウェブサイト <<https://www.bbc.com/japanese/40008306>>

² Home Office, *Manchester Arena Inquiry Volume 1: Security for the Arena*, HC279, 2021.6.17, pp.149-169. <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60cc659fe90e07438f7af765/CCS0321126370-002_MAI_Report_Volume_ONE_Web_Accessible.pdf> 2018年11月、議会インテリジェンス・保安委員会による2017年の複数のテロ事件に関する報告書においても同様の勧告がされていた。Intelligence and Security Committee of Parliament, *The 2017 Attacks: What needs to change?* HC1694, 2018.11, pp.99-104. <https://isc.independent.gov.uk/wp-content/uploads/2021/01/20181122_HC1694_The2017Attacks_WhatNeedsToChange_Accessible.pdf>

³ “Terrorism (Protection of Premises) Act 2025: Explanatory Notes.” Legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/10/notes/division/1/index.htm>>

⁴ *Change Labour Party Manifesto 2024*, 2024, p.14. <<https://labour.org.uk/wp-content/uploads/2024/06/Change-Labour-Party-Manifesto-2024-large-print.pdf>>

⁵ Terrorism (Protection of Premises) Bill. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/59-01/0009/240009.pdf>>

⁶ Terrorism (Protection of Premises) Act 2025 (c.10). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/10/contents>>

⁷ 本稿執筆時点までに制定された規則はない。

⁸ 施設の用途には、店舗、図書館、博物館、運動場、学校、高等教育機関などが含まれる。

に予想される施設を（防護措置を義務付ける）対象とする（第2条）。対象となる施設のうち、随時800人以上の個人が同時に施設内にいることが合理的に予想される施設を「強化義務施設」、それ以外を「標準義務施設」とする（同条）。

（2）対象となるイベント

①イベントが開催される施設が強化義務施設ではなく、②当該施設に公衆がイベントに参加する目的で立ち入り、③イベントの開催中にイベントへの参加目的で当該施設内に同時に800人以上の個人が集まることが合理的に予想され、④入場料の支払等、イベント参加者を識別する方法が存在するイベントを（防護措置を義務付ける）対象とする（第3条）。

（3）標準義務施設に課される防護措置の要件

標準義務施設の責任者になった者又は責任者でなくなった者は、所定の期限までに警備業庁⁹にその旨を通知しなければならない（第9条）。標準義務施設の責任者は、合理的に実行可能な範囲内で、施設又はその近辺でテロ行為が発生した場合に、個人の身体的危害のリスクを軽減するために、当該施設内の個人の避難、移動、必要な情報の伝達など、その施設に適した公衆の防護措置を講じなければならない（第5条）。

（4）強化義務施設及び対象となるイベントに課される防護措置の要件

強化義務施設及び対象となるイベントの責任者となった者又は責任者でなくなった者は、所定の期限までに警備業庁にその旨を通知しなければならない（第9条）。強化義務施設及び対象となるイベントの責任者は、合理的に実行可能な範囲内で、施設、イベント又はその近辺でテロ行為が発生した場合に、当該施設又はイベントのぜい弱性及び個人の身体的危害のリスクを軽減するために、第5条に規定する防護措置に加え、施設又はイベント及びその近辺の監視などの公衆の防護措置を講じなければならず（第6条）、その手順と評価を記した文書を作成し、警備業庁に提出しなければならない（第7条）。

（5）調査及び執行

警備業庁を（3）及び（4）で挙げた要件に関する職務を遂行する機関と定め、同庁に調査及び執行権限を付与し、その権限を含む職務の遂行について主務大臣の承認を得た指針の公表を義務付ける（第12条）。警備業庁は、当該要件に違反している者に遵守通告を発する権限（第13条）及び違反に対する不履行罰金¹⁰を課す権限を有し（第17条）、強化義務施設及び対象となるイベントに対して、施設の使用時間等について特定の禁止事項又は制限事項の遵守を義務付ける制限通告を発行することができる（第14条）。遵守通告又は制限通告に従わなかった場合及び虚偽の情報を警備業庁に提供した場合には、一定の刑事罰を科す（第24条、第25条）。

（6）許可（施設計画の開示）

2003年許可法¹¹及び2005年（スコットランド）許可法¹²を改正し、主務大臣がテロ活動に利用される情報の開示を制限する必要があると判断した場合、新たに施工許可を申請する全ての申請者に対し、地方許可局が使用する詳細な計画書と一般の閲覧に供される詳細でない計画書の2つの計画書を地方許可局に提出することを義務付ける（第34条、附則第4）。

⁹ Security Industry Authority. 2001年民間警備業法（Private Security Industry Act 2001 (c.12)）に基づき2003年に設立された、内務省が所管する、民間警備業界を規制する独立機関。“About us.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/organisations/security-industry-authority/about>>

¹⁰ non-compliance penalty. 警備業庁が交付する罰金通告に従い、要件に違反した者が警備業庁に対し支払う罰金。

¹¹ Licensing Act 2003 (c.17). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/17/contents>>

¹² Licensing (Scotland) Act 2005 (asp.16). <<https://www.legislation.gov.uk/asp/2005/16/contents>>